

- (4) 申込者本人が、同種の奨学金を他から借り受けていないこと。
※出身県の奨学金との併用は認めない。
- (5) 申込者本人が、東日本大震災又は大規模災害により被災した高等学校等の生徒に対する、都道府県による給付金等（一時的な支援を行う給付金等を除く。）を受けていないこと。
- (6) 連帯保証人を立てること。申込時に1名（原則として父母）、貸付終了時に1名（別生計）立てるものとする。
※ただし、貸付終了時の連帯保証人が立てられない場合には、一部要件を緩和する等、弾力的に取扱って差し支えない。
- (7) 日本国籍がない場合には、在留資格が「特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること。
- (8) 同一学種等で、過去に東京都育英資金を借り受けていないこと。
- (9) 大学院に在学したことがないこと。
- (10) 返還期間の末日に、満65歳を超えないこと。

7 提出書類

一般募集用に配付した申込書等を使用し、一般募集に準じて下記書類を作成してください。

	提出書類	備考
(1)	推薦者一覧表：右上余白に『震災特別』と朱書してください。	※学校作成
(2)	被災者申込み状況確認票 <u>※別紙参照</u>	※学校作成
(3)	罹災証明書又は被災証明書	
(4)	東京都育英資金貸付申込書	
(5)	東京都育英資金口座振込依頼書	
(6)	住民票：都内に住所がない場合には、都内の居所が確認できる書類もあわせて提出してください。	
(7)	<p>【東日本大震災（原子力災害被災地域に限る）及び令和元年台風第19号】 ・「所得及び扶養状況等に関する証明書」（毎年度提出が必要）</p> <p>【令和2年7月豪雨及び令和3年度に当該事業の対象となる大規模災害】 ・「所得及び扶養状況等に関する証明書」（毎年度提出が必要） ※所得証明書等による通常の手続きでは所得要件の確認が困難である場合は、下記の書類を提出してください。 ・家計維持者が死亡：死亡届、死亡診断書、住民票（除票）等死亡を証する公的書類 ・家計維持者の離職・休職：離職証明書、雇用保険受給資格者証等離職・休職の事実が確認できる書類 ・市町村民税、固定資産税等の被災による減免を証明する書類</p>	

8 提出先及び連絡先

公益財団法人東京都私学財団 育英資金課

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ 11階

TEL:03-5206-7929 / FAX:03-5206-7927

◎貸付希望者がいましたら、事前に私学財団担当者までご連絡ください。